

第 1 部

基本構想

第 1 章 まちの将来像

第 2 章 まちづくりの基本方針

第1部 基本構想

第1章 まちの将来像

1 基本理念と将来像

（1）まちづくりの基本理念

本町では、昭和57(1982)年に「島本町民憲章」を制定しました。また、平成22(2010)年には、本町のまちづくりの最高規範として、住民参画・協働に関する基本事項などを定めた「島本町まちづくり基本条例」を制定しています。「まちづくり基本条例」では、「町民憲章」も踏まえて、次のような理念を示しています。(一部抜粋・要約)

- 先人がたゆまぬ努力で築き、守り、育んできた豊かな自然環境と歴史、文化、産業をさらに調和させ、これからも住み続けたいと思える魅力的なまちとして、次世代に引き継ぐ。
- 平和を願い、互いに助け合い、一人ひとりの命の尊さと人間の尊厳を認識し、すべての人々の人権を尊重しながら、町民憲章に記す「自然は大地をつくり、人間はまちをつくる、まちは住む人々の参加によって、より住みよいまちへと発展する」との理念に沿って、自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまちの実現をめざす。

本計画においても、「町民憲章」及び「まちづくり基本条例」の理念に基づき、総合的なまちづくりを推進していきます。

（2）まちの将来像

前掲の理念を踏まえ、まちの将来像及びまちづくりの合言葉を次のとおり定めます。

自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち
～ いきいき・ふれあい・やさしい島本 ～

この将来像及び合言葉は、平成5(1993)年に策定した「第二次総合計画」から続くものですが、「自然との調和」、「個性と活力」、「人間尊重」は、自然環境と都市環境が調和した住みよい活力のあるまち、誰もが尊重され、安心して暮らし、いきいきと活躍できる地域社会をめざす本町のまちづくりのキーワードとして、現在においてもその重要性を失っていません。

本計画においても、引き続き、この将来像及び合言葉を継承し、本町の特色を生かし、住民・事業者・行政などが互いに力を合わせ、人々がいきいきと活動し、人と人、人と自然がふれあい、やさしい思いやりが満ちあふれた「島本」を築いていきます。

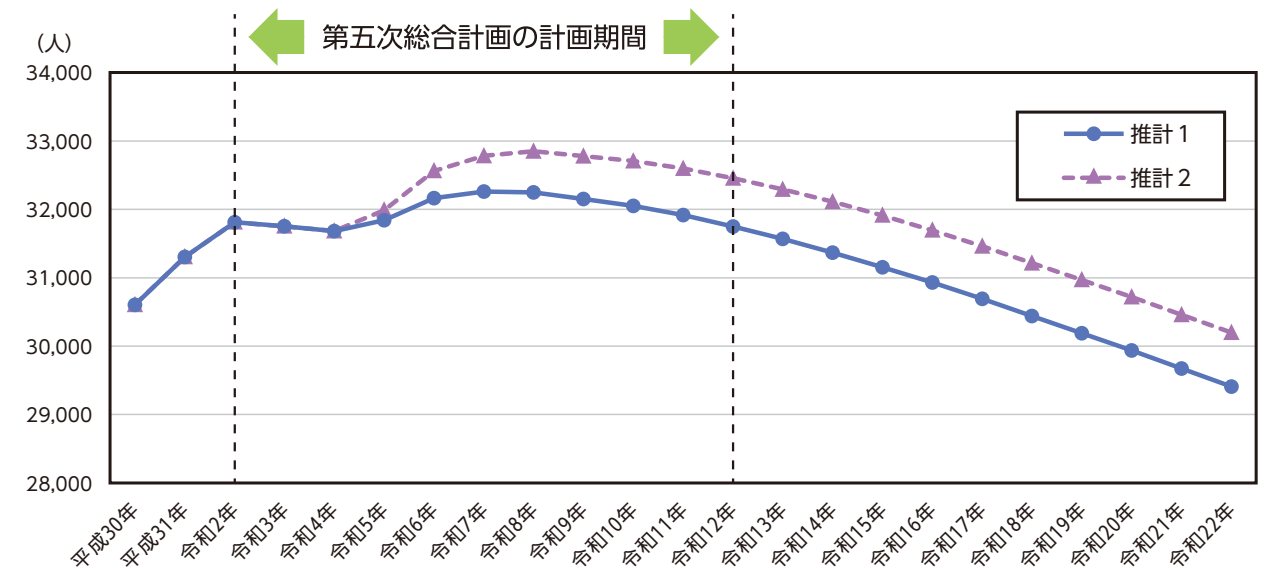
2 将来人口

本計画の策定にあたっては、近年の自然増減・社会増減の傾向を踏まえた推計に、今後の住宅開発の想定を加味して2パターンの人口推計を行っており、計画期間においては、概ねこの範囲内での人口推移を想定します。

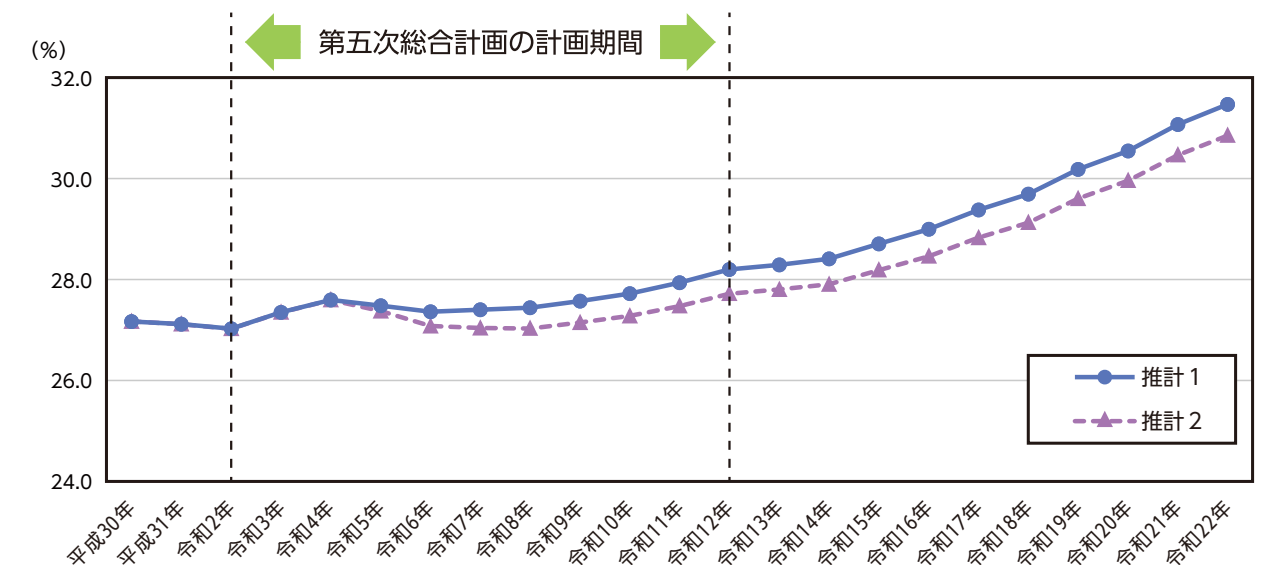
本町の人口は、現在、住宅開発により増加しています。人口の増加傾向はしばらく続き、計画期間の後半から緩やかに減少していくことが予測されます。一方、高齢者(65歳以上)の人口は今後も増加が続き、高齢化率は人口増加時期には比較的抑えられ、計画期間の後半から緩やかに上昇していくことが予測されます。

今後の人口推移を踏まえ、住宅開発に伴う子育て世代・子どもの増加、高齢化のさらなる進行に適切に対応し、サービスの確保やまちの活力維持を図りながら、子どもから高齢者まで誰もが住みやすいまちづくりを進めていくことが必要です。

総人口の推計



高齢化率の推計



※今後の住宅開発規模を1,500人程度(推計1)から2,500人程度(推計2)と想定(数値は各年4月時点)

3 土地利用と都市構造

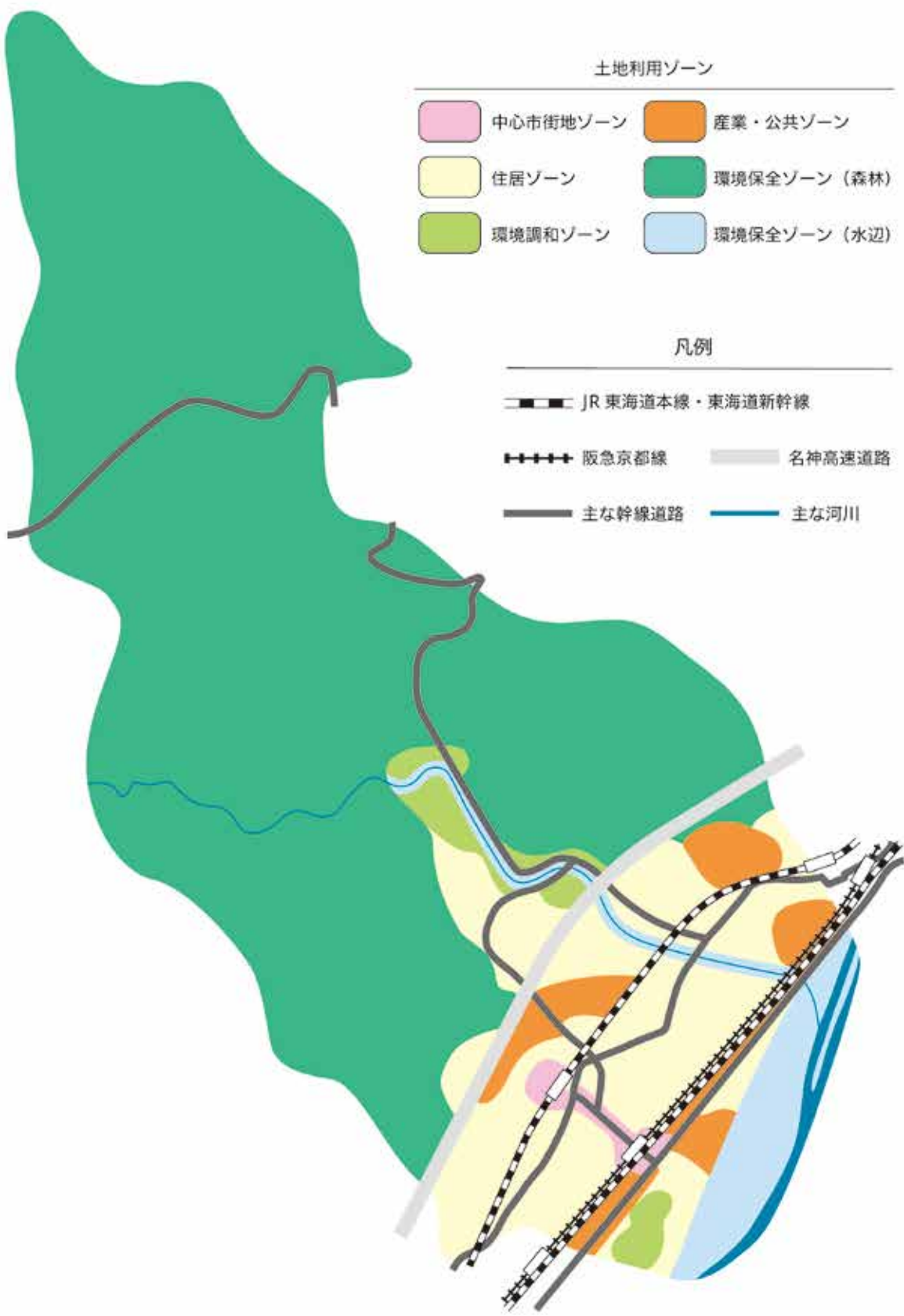
（1）全町的な土地利用の方針

- 自然や歴史・文化、交通利便性などの本町の特性を生かし、都市環境と自然環境の調和のとれた緑豊かな都市空間を形成していくことを基本に、快適性・利便性・安全性の向上とまちの活力維持、持続可能な地域づくりをめざして、適切な土地利用を促進していきます。
- 市街化区域については、無秩序な拡大を抑制しつつ、中心市街地の整備と既成市街地の活性化、自然・景観と調和した快適な住環境の形成、都市農地の保全・活用、安全で便利な交通環境の充実、防災機能の充実などに取り組み、住宅、商業・産業施設、公共施設などがバランスよく配置されたコンパクトな都市構造の形成を図っていきます。
- 市街化調整区域については、開発を抑制し、森林や河川、農地などの保全・活用を図ることを基本に、自然に親しみふれあう空間としての活用や、防災対策などを進めます。また、区域内の既存集落及び既成市街地の住環境や生活利便性の維持・向上、コミュニティの維持・活性化に努めます。

（2）ゾーン別の土地利用の方向

中心市街地ゾーン	● 阪急水無瀬駅とJR島本駅の周辺及び両駅を結ぶ沿道については、商業・サービス機能その他の公共公益的機能の充実を図り、まちの中心・玄関にふさわしい都市機能と魅力、にぎわいのある中心市街地の形成をめざします。
産業・公共ゾーン	● 工場・研究所などの産業施設が集積する地区においては、既存産業の振興や新たな企業立地の促進を図るとともに、周辺住宅地との調和・共存を図るため、環境保全・景観形成・緑化などの取組を促進します。 ● 国道171号沿道については、企業などのほか、住民の利便性や都市魅力の向上を図るための商業・サービス機能の立地を促進します。 ● 役場周辺については、庁舎・ふれあいセンターなどの公共サービス機能の維持・充実を図ります。
住居ゾーン	● 市街地の大部分を占める住宅地では、都市基盤の整備をはじめ、交通環境・防災機能などの充実を図るとともに、自然や都市農地と調和した景観形成など、良好な居住環境の形成をめざします。 ● 高齢化や人口減少が進んでいる地区では、空き家対策やコミュニティ活動への支援などにより活性化を図り、安心して住み続けられる環境づくりに努めます。
環境調和ゾーン	● 市街地に近接する既存集落及びその周辺の山林・農地については、農地の保全と活用を促進するとともに、既存集落の住環境や生活利便性の維持・向上、コミュニティの維持・活性化に努めます。
環境保全ゾーン（森林）	● 山間部の森林空間については、自然環境・景観・生物生息空間の保全を図るとともに、自然に親しみふれあう空間やスポーツ・レクリエーションの場として活用します。また、地下水のかん養や防災対策などのため森林整備を進めるほか、既存集落の生活機能の維持に努めます。
環境保全ゾーン（水辺）	● 水無瀬川・淀川の水辺空間については、自然環境・景観・生物生息空間の保全を図るとともに、自然に親しみふれあう空間やスポーツ・レクリエーションの場として活用します。また、防災対策のため、河川の治水機能の維持・充実に努めます。

土地利用ゾーンのイメージ



将来像の実現に向け、次のまちづくりの基本方針に基づき、住民や事業者などの参画と協働のもと、各分野の整合・連携を図りながら、総合的かつ計画的なまちづくりを進めていきます。

1 思いやりとふれあいのまちづくり

平和と人権を尊重し、性別や年齢、国籍、障害の有無、価値観の違いなどにかかわらず、互いに認め合いながら、住民・事業者・団体など多様な主体が参画し、連携・協働する地域づくり・まちづくりを進めます。また、コミュニティや地域活動の活性化を図り、住民間や国内外の人々との交流の促進などに取り組むことで、やさしい思いやりに満ちあふれ、つながりとふれあいのあるまちをめざします。

2 自然と調和した快適なまちづくり

森林や河川、地下水、農地などを保全・活用し、環境負荷の少ない地域社会づくりを進めながら、緑化など魅力ある都市景観づくりに取り組み、自然と調和した良好な住環境の形成を図ります。また、都市基盤や交通環境・防災機能の充実など、まちの快適性・利便性・安全性の向上に取り組むことで、快適で暮らしやすいまちをめざします。

3 安全・安心なまちづくり

自然災害に対する防災・減災対策、危機管理体制の強化をはじめ、消防・救急体制、防犯対策、交通安全対策などの充実に取り組むことで、災害に強く、火災や犯罪・事故が少なく、緊急時には迅速に対応できる、安全に安心して暮らせるまちをめざします。

4 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり

保健・医療・介護・福祉サービスの充実を図り、相談や支援が必要な人を支え、助け合う環境づくりを進めるとともに、地域全体で介護予防や健康づくりなど、健康寿命の延伸に取り組めます。また、生涯にわたって学び、スポーツを楽しむ環境づくりを進め、誰もが住み慣れた地域で自立して自分らしく生活し、生涯元気でいきいきと活躍できるまちをめざします。

5 子どもたちを健やかに育むまちづくり

保育・学童保育、子育て支援、幼児教育・学校教育などの充実を図り、妊娠・出産期から就学期まで切れ目のない支援を行うことで、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めます。また、家庭・地域・学校などの連携のもと、子どもたちの健全な育成を地域全体で支え、子どもたちが育ちと学びの中で、豊かな人間性と学力・体力など、未来を切り拓くための「生きる力」を身につけ、夢や希望をもってたくましく成長できるまちをめざします。

6 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり

商工業・サービス業、都市農業や林業などの産業の振興、雇用・労働環境の充実を図るとともに、貴重な歴史文化遺産の保全と活用など、まちの歴史や文化・芸術に親しむ環境づくりを進め、自然・産業・歴史文化などの地域資源を生かした観光などのにぎわいづくりや、まちの魅力発信に取り組むことで、町内外の人々が魅力を感じ、暮らしたい、働きたい、訪れたいと思える、活力とにぎわいのあるまちをめざします。

7 持続可能なまちづくり

行財政改革、公共施設の適正管理、情報通信技術の活用、近隣自治体との連携、住民や事業者との協働などにより、組織や業務の効率化、サービスの向上などを図り、健全で安定した行財政運営に努めることで、各分野のまちづくりを総合的に推進し、将来にわたって、持続的に質の高い住民サービスを提供できるまちをめざします。

